

横浜市選挙管理委員会委員の選挙について

1 投票の回数

1回

2 投票用紙

白色

3 投票箱

1箱を使用する。

4 投票用紙の記載方法

投票用紙に被選挙人の氏名（1人）を自書する。

[公職選挙法第46条第1項を準用]

5 選挙の順序

- (1) 議場の出入り口閉鎖
- (2) 着席議員数の報告
- (3) 立会人の指名
- (4) 投票用紙の配付
- (5) 被選挙人の氏名記入（単記無記名）
- (6) 立会人の立ち会い
- (7) 投票箱の点検
- (8) 投票（書記点呼）
- (9) 開票
- (10) 投票結果の報告（議会局長）
- (11) 当選人の報告
- (12) 議場の出入り口開鎖